

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人チャレンジ21の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。ただし、施設の職員を兼務する役員に対して職員としての給与を支給することを妨げない。この場合の給与は別に定める給与規程に基づいて支給するものとする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、その請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

2 兵庫県外に在住する役員及び評議員が理事会・監事会・評議員会等に出席した場合、交通費等実費を含む費用弁償として1万円を支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行なう。

附 則

この規程は、平成29年6月4日から施行する。